

21世紀の国民スポーツ振興方策

平成13年1月16日

財団法人 日本体育協会

21世紀の国民スポーツ振興方策

目 次

はじめに	1
．国民スポーツ振興方策の現状と課題	
1．日本体育協会組織の現状	
(1) 日本体育協会の創立と役割	2
(2) 日本体育協会の組織	3
2．国民スポーツ振興事業の現状と課題	
(1) 国民体育大会の開催	3
(2) 生涯スポーツの普及・振興	4
(3) スポーツ指導者の育成	4
(4) スポーツ少年団の育成	5
(5) スポーツ医・科学の研究	6
(6) 国際スポーツ交流の実施	6
(7) スポーツ情報システムの構築	7
(8) 広報活動の実施	7
(9) 国民スポーツ推進キャンペーンの実施	8
．21世紀の国民スポーツ振興の目指す方向	
1．スポーツの意義と役割	9
2．21世紀の国民スポーツ振興の基本的考え方	
(1) 国民スポーツ振興の基本理念	10
(2) 国民スポーツ振興方策の視点	11
3．21世紀の日本体育協会の役割	
(1) 行政と体育協会の役割	13
(2) 本会と加盟団体の役割	14
(3) 本会と体育・スポーツ関連団体との連携	14
．21世紀の国民スポーツ振興方策	
1．日本体育協会組織の充実・強化	16
2．国民スポーツ振興事業の推進	
(1) 国民体育大会の改善・充実	17
(2) 生涯スポーツの充実・推進	18
(3) スポーツ指導者育成の充実と活用の促進	20
(4) スポーツ少年団の充実と青少年スポーツの振興	21
(5) スポーツ医・科学研究の推進	22
(6) 国際スポーツ交流の推進	23
(7) スポーツ情報システムの整備・拡充	23
(8) 広報・社会貢献活動の推進	24
(9) スポーツ施設の運営支援	24
3．スポーツ振興財源の確保	25
おわりに	26

(資料1)「日本体育協会を中心としたスポーツ界の組織図」	27
(資料2)「公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成状況一覧」	28
(資料3)「スポーツ少年団登録状況(推移)」	29
(資料4)「スポーツ振興における体育協会の役割モデル図」	30
(資料5)「21世紀の国民スポーツ振興方策図」	31
(資料6)「21世紀の国民スポーツ振興方策一覧」	32

21世紀の国民スポーツ振興方策

はじめに

日本体育協会（以下、「本会」という。）においては、スポーツ関係者が長年にわたって要望してきた「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が平成10年5月に成立したことに対応して、同年7月に「スポーツ振興特別委員会」を発足させ、スポーツ振興投票の実施による収益金を念頭においた生涯スポーツ振興方策について検討を進め、平成11年2月に「21世紀におけるスポーツの新たな発展をめざして」の提言を取りまとめ公表した。

その後、この提言を施策のレベルまで具体化していく必要があること、また、文部省においても「スポーツ振興基本計画」策定の論議がはじまったこと、さらには、日本オリンピック委員会分離の後、本会として未だ具体的なスポーツ振興の方策を打ち出していないことなどの諸状況から、本会の21世紀のスポーツ振興方策を策定していく必要があるとの見解が示され、平成11年8月に本会の諮問委員会である総合企画委員会企画部会のもとに「国民スポーツ振興プロジェクト」を設置し、本会のスポーツ振興について検討を進めていくこととした。

このプロジェクトにおいては、先の「スポーツ振興特別委員会」からの提言を参考にするとともに、文部省の「スポーツ振興基本計画」の検討推移や国内・外のスポーツ界の動向も視野に置きつつ、我が国スポーツ振興の全体像を想定した上で、とりわけ、21世紀に本会が取り組むべき国民スポーツの振興を組織的・体系的に推進していくための新たな方策などについて、種々検討・協議を重ね、平成12年2月に「21世紀の国民スポーツ振興方策」の骨子案を取りまとめた。

この骨子案については、企画部会、理事会等での基本的な了承を得た後、さらに、本会加盟団体、本会を支援していただいている有識者等関係者からの幅広い意見を聴取して、加筆・修正を行い、平成13年1月の理事会において、「21世紀の国民スポーツ振興方策」として成案をみたものである。

今回の取りまとめは、スポーツが国民生活に根付き、豊かな社会の構築に寄与することを願って、本会を中心とする国民スポーツ振興の現状と課題並びに21世紀の国民スポーツ振興の方向性を明らかにするとともに、推進すべき振興方策について検討・整理したものである。

本会としては、今後、「21世紀の国民スポーツ振興方策」を踏まえ、加盟団体と一層の連携を図りつつ各種事業の推進に積極的に取り組んでいく所存であり、関係機関・団体等の従前にも増したご支援・ご協力をお願いする次第である。

．国民スポーツ振興方策の現状と課題

1．日本体育協会組織の現状

(1) 日本体育協会の創立と役割

本会は、明治44年(1911年)に嘉納治五郎氏を会長として創立され、我が国アマチュアスポーツ界の統一組織としてスポーツを振興し国民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とした公益法人である。

本会は、創立当初から「国民スポーツの振興」と「国際競技力の向上」の二大目標を掲げてきたが、明治から大正にかけての初期は、オリンピック競技大会や極東選手権大会等の国際大会に選手を派遣するなど、競技力向上に力点を置いた施策が推進された。また、当時、財政の安定が最大の課題となり、その一方策として法人化が検討され、昭和2年に財団法人格を取得した。

その後、昭和3年の第9回から昭和11年の第11回までのオリンピック競技大会をはじめとする国際舞台での日本選手の活躍は目覚しく、まさに戦前の黄金期を生み出した。しかし、その後、世界大戦に拡大していく過程で我が国の政局も大きく変動し、東京開催が決定していた昭和15年の第12回オリンピック競技大会を返上するとともに、昭和17年に本会の組織も政府の外郭団体として改組された。

終戦後、混乱する社会状況の中であって、スポーツ関係者はいち早く本会の再建を図り、昭和21年(1946年)に再び民間団体の組織に改組した。そして、この年、日本の平和再建を促す一つの事業として、国民体育大会を創設し、開催した。

また、戦後における本会の大きな役割の一つは、戦争によって失った日本の国際的な地位の回復を担うことにあった。国及び各競技団体等と連携を図り、諸外国への働きかけに努め、昭和26年の第1回アジア競技大会の参加を機会に、再び国際舞台で活躍することができるようになった。

以降、昭和33年に東京で開催の第3回アジア競技大会を皮切りに、昭和39年の第18回オリンピック競技大会(東京)及び昭和47年の第11回オリンピック冬季競技大会(札幌)等を成功させ、国際スポーツ界のみならず、国際社会における我が国の認識を高めることにも大きく貢献した。

このような世界的な視野における競技スポーツの振興を図る一方、昭和37年に本会の創立50周年記念事業として、スポーツによる青少年の健全育成を図ることを目的としたスポーツ少年団の創設をはじめ、東京オリンピック競技大会の開催を契機に、急激に盛り上がった国民のスポーツへの関心の高まりに対応して、スポーツ指導者の養成、スポーツ教室の開設、スポーツクラブの育成など、広く国民のスポーツ振興のための諸事業を積極的に推進してきている。

このように、本会におけるスポーツ振興への取組みは、創立当初に掲げられた「国民スポーツの振興」と「国際競技力の向上」という二大目標に向けて推進してきたといえる。

しかし、日進月歩する世界のスポーツ界に対応するため、平成元年(1989年)

に、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）は本会組織から分離して、新たに財団法人格を得て独立し、オリンピック競技大会等国際総合競技大会への選手団の編成・派遣と、対象となる競技者の競技力向上の役割を担うこととなり、本会としては、JOC と連携協力しつつ、ジュニア層をはじめとした競技力の向上と生涯スポーツ時代に対応した国民のスポーツ振興の役割を担い、我が国スポーツ界の更なる充実・発展を期して新たなスタートをすることとなった。

（２）日本体育協会の組織（資料１参照）

本会は、我が国のスポーツの統一組織としての立場から、加盟団体組織を基盤として、広く国民スポーツ振興のための事業を展開している。

現在、本会の加盟団体としては、国内のスポーツを各競技別に統轄する 54 の中央競技団体（他に準加盟団体が 3 団体）と各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する 47 の都道府県体育協会が加盟している。

中央競技団体は、各都道府県の競技団体などを加盟団体として組織しており、競技力向上を中心とした事業の展開を図っている。また、都道府県体育協会は、各都道府県の競技団体及び市町村体育協会などを加盟団体として組織しており、各都道府県からの財政的な支援を得て、国民体育大会等の選手強化事業や地域スポーツ振興のための諸事業を推進している。

上記加盟団体に加え、本会は平成 12 年、21 世紀のスポーツ振興に向けて、青少年から高齢者まで、また、健常者のみならず障害者を含めたスポーツ関係団体も加盟できるように寄付行為を改正し、まず、日本障害者スポーツ協会の加盟を承認した。今後、本会をはじめとするスポーツ団体と密接なかかわりをもつ、学校体育関係団体やスポーツ医・科学団体など、各分野を統轄している団体との連携を図るとともに、本会への加盟についても期待されている。

このほか、国際的なスポーツ組織との関連については、アジア・太平洋・オセアニアスポーツ協議会（APOSA）及び国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会（TAFISA）などへ加盟し、国際的な生涯スポーツの普及活動の発展に協力している。

2. 国民スポーツ振興事業の現状と課題

本会は、JOC の分離・独立後、国際的な競技水準の向上を視野においた競技力の向上と生涯スポーツ時代に対応した事業を展開するとともに、スポーツ・フォア・オール視点に立った国際交流事業の充実など、広く国民のスポーツ振興を図るための各種事業を推進してきている。

現状の国民スポーツ振興方策は、次の 9 事業を中心に展開している。

（１）国民体育大会の開催

国民体育大会（以下、「国体」という。）は、戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に、とりわけ青少年に勇気と希望を与えようと、本会役員をはじめとした関係者の熱意と努力により、昭和 21 年に京都を中心とした京阪神地域で第 1 回大会が開催された。

以来、国体は、都道府県対抗及び全国持回り方式の導入、本会・文部省・開催

都道府県の三者主催の確立、「スポーツ振興法」への開催の明記など、官民一体となった創意・工夫により充実発展を遂げ、昭和 62 年の第 42 回大会で全国を一巡し、現在、二巡目に入っている。

また、我が国の発展とともに成長してきた国体は、毎年、冬季・夏季・秋季の 3 季に分けて開催されており、選手・役員の参加数が 3 万人を超える我が国最大の総合スポーツの祭典となっている。

国体は、開催趣旨に謳われているとおり、国民スポーツの振興、特に地域におけるスポーツの普及・発展に大きな役割を果たしているとともに、開催都道府県においては、施設をはじめとしたスポーツを取り巻く環境の整備、郷土意識や住民意識の高揚など、地域の活性化に寄与している。また、国体が毎年開催されることによる各都道府県のジュニア層をはじめとした選手強化への取組みは、我が国の競技力向上に大きな貢献をしてきている。

約半世紀を経過する中で、国体運営については、様々な改革がなされてきた。しかし、今後、我が国最大の総合スポーツ大会として、より魅力ある国体へと発展させていくためには、国体運営の簡素化、効率化、トップアスリートの参加促進、秋季大会実施競技の夏季大会への移行の促進、総合得点算出方法の見直しなど、さらなる充実・活性化を図っていくための諸課題に取り組む必要がある。

(2) 生涯スポーツの普及・振興

我が国の社会状況の変化とあいまって、国民のスポーツに対する認識は、体力の向上や健康の増進のみならず、明るく豊かな生活や生きがいのために不可欠なものであるという広がりを見せてきた。

このような国民のスポーツに対する認識に対応して、障害者も含む国民一人ひとりが自己のニーズや能力に応じて、一生涯を通じてスポーツに親しんでいくという「生涯スポーツ」の振興が重要な方策となってきた。

本会としても、生涯スポーツの振興を国民スポーツ振興の一つの柱として位置づけ、「体育の日中央記念行事の開催」、「スポーツ教室開設助成事業」、「地域スポーツクラブ活動助成事業」、「全国スポーツ・レクリエーション祭の開催」、「生涯スポーツコンベンションの開催」、「総合型地域スポーツクラブの育成」などの生涯スポーツ振興事業に取り組んでいるところである。

しかし、これらの事業の中には、長期化によるマンネリ化の傾向が見受けられるものもあり、国民の多様化、高度化したスポーツニーズに対応した事業として、改善・充実を図っていく必要がある。一方、国民の多様なニーズや能力に対応した新たな全国的スポーツイベント等の諸事業の創設についても検討していく必要がある。

なお、総合型地域スポーツクラブの育成事業は、着手したばかりであり、継続的に自立したクラブ活動が確立されているとは言い難く、今後、スポーツクラブの定着化を推進するための新たな支援策を講じていく必要がある。

(3) スポーツ指導者の育成

本会は、昭和 40 年に、競技力向上を図るためには資質の高い指導者が不可欠

であるというスポーツ界からの要望に対応して、初めて指導者養成事業に着手し、本会独自の資格を付与してきた。また、昭和 52 年には、競技力向上と国民スポーツ振興にあたる指導者養成の体制の整備を図り、加盟団体との連携による公認スポーツ指導者制度を創設した。しかしながら、養成された有資格指導者がその力を十分に発揮するためには、自らの資質の向上もさることながら、活動環境の整備と併せ、社会的認知や地位向上を図っていく必要があるという、いわゆる「公的資格」としての位置づけが強く叫ばれるようになってきた。

一方、文部省では、国民生活の向上に伴うスポーツの多様化、高度化に対応できる資質の高いスポーツ指導者の養成を目的に、昭和 61 年の保健体育審議会の建議を受け、昭和 62 年に文部大臣認定の「社会体育指導者の知識・技能審査事業」を創設した。本会では、これらの動きに対応し、公認スポーツ指導者制度を改訂して、昭和 63 年に文部大臣認定の指導者養成事業を導入し、現在に至っている。

平成 11 年度現在、公認スポーツ指導者制度に基づく養成事業は 9 カテゴリーとなっており、登録者数は約 12 万人となっている。(資料 2 参照)

また、本会では、公認スポーツ指導者組織の充実・強化と指導活動の促進を図るため、スポーツ指導者の登録促進、全国スポーツ指導者連絡会議等の開催、スポーツ指導者等の表彰などの事業を実施している。

しかし、文部大臣認定の指導者養成事業も 12 年を経過し、様々な課題が生じている。スポーツ指導者の量的な不足をはじめ、現行の養成システムでは、日常の指導活動に携わっている指導者にとっては、時間数も多く受講しづらい面があること、現行制度では、資格の種類、ランクが多岐にわたっており、資格取得希望者及び指導を受ける者にとっても分かりづらい資格であることなど、現行の養成事業が、受講者や国民のニーズの変化に必ずしも十分に応えられなくなっている状況にあるといえる。

本会としては、このような状況を踏まえ、国民のニーズに合った指導者の養成を念頭におき、質的な向上と量的な拡充を図るための養成制度の改善について検討を進めていく必要がある。

(4) スポーツ少年団の育成

日本スポーツ少年団は、スポーツによる青少年の健全育成と生涯スポーツの芽を育てることを目的として、昭和 37 年に創設され、以来、それぞれの社会状況に応じた年次育成計画を策定し、事業の遂行と組織の拡充を図ってきている。

また、昭和 53 年には有料登録制及び代議員制の導入により、完全メンバーシップ制を確立して、組織的・財政的基盤の整備を図った。

このように、スポーツ少年団は、創設時の目的に基づく関係者の情熱と努力により、創設当時に全国 22 団約 750 名であった団員数も、39 年目の今日(平成 11 年度現在)では、団数 34,320 団、団員数 904,200 名、指導者数 180,400 名、合計 1,084,600 名の人数を擁し、我が国最大の青少年スポーツ組織に成長している。(資料 3 参照)

現在、スポーツ少年団では、組織の充実強化や活動の活性化を図るため、都道

府県スポーツ少年団が実施する組織整備や活動推進の諸事業に対して、助成を行っている。また、指導者・リーダーの養成・研修事業、全国スポーツ少年大会や全国競技別交流大会（5競技）の開催等の国内交流事業を推進するとともに、ドイツ及び中国との国際交流事業を実施している。

しかし、今後、スポーツ少年団活動の一層の拡充を図っていくためには、現状の青少年をめぐる諸問題や目前に控えた学校週5日制の完全実施に伴う青少年の学校外自由時間の拡大を視野におき、地域における青少年のスポーツ組織として、青少年のスポーツ環境や一貫した指導体制等の整備と充実を図っていく必要がある。

また、女子をはじめ中・高校生の加入促進のための体制作りを行うとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携を考慮して、小学校期のみならず、中学・高校期以降の継続的なスポーツ活動を推進することができるジュニアスポーツクラブとしての基盤整備を図るなど、地域における多様な青少年スポーツ活動の受皿としての充実策について、今後の育成計画と連動して検討していく必要がある。

（5）スポーツ医・科学の研究

本会が、我が国のスポーツ界にスポーツ医・科学の導入を図ったのは、昭和22年に、現在のスポーツ診療所の前身である「体育医事相談所」を開設し、スポーツマンの健康管理や医事相談等に着手したことに始まる。その後、オリンピック東京大会の選手強化を推進するために、昭和35年にスポーツ科学研究委員会が発足され、各実施競技団体を中心にトレーニングドクターを配置するなど、選手強化の支援活動が進められた。このように、本会のスポーツ医・科学は、競技力向上に重点をおいた事業展開をしてきたといえる。

その後、本会では、スポーツ実践者の増加等による社会環境の変化に対応するため、国民スポーツ振興の充実策を打ち出し、昭和50年からは、従前の選手強化に関する研究に加え、国民スポーツに関するスポーツ医・科学調査研究事業を推進してきている。

また、平成元年のJOCの分離・独立後も、スポーツ科学研究所とスポーツ診療所は本会が所管し、医・科学の面から我が国の競技力の向上と国民スポーツの振興に寄与してきている。

現行のスポーツ医・科学研究については、国民スポーツの振興に資するための「国体選手の医・科学サポートに関する研究」等を実施するほか、競技力向上を図るための「ジュニア期のフィットネス評価システム構築に関する研究」等を行っている。なお、スポーツ診療所においては、アスリート及び一般スポーツ愛好者を対象とした診療事業を実施している。

今後、本会のスポーツ医・科学の研究に関しては、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）との役割分担を明確にするとともに、多様化、高度化する国民スポーツを支える研究分野や内容について検討・整理していく必要がある。

（6）国際スポーツ交流の実施

本会は、スポーツによる国際交流を促進し、諸外国の異文化に触れ国際感覚を

養うため、近隣諸国である韓国及び中国と、日韓中ジュニア交流事業や青少年交流を含む生涯スポーツ分野の交流事業に取組み、着実にその成果をあげてきている。さらに、アジアの中であって、アセアン諸国に対しても「アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業」により、各国・地域の青少年スポーツ指導者を我が国に招待し、青少年スポーツの振興に寄与するとともに、各国間の生涯スポーツにかかわる情報交換や研修活動に貢献している。

また、国際的な生涯スポーツへの取組みは、国際的な機関・団体との情報交換や協力を得ながら活動するため、各国スポーツ団体国際会議（IANOS）の地域団体であるアジア・太平洋・オセアニアスポーツ協議会（APOSA）へ加盟し、APOSAの活動へ協力するとともに、我が国の生涯スポーツ推進団体との協力体制のもとに、国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会（TAFISA）へ加盟し、国際的な生涯スポーツの普及発展にも協力している。

今後、本会としては、スポーツが国際交流推進の中心となることが期待されている中で、現在交流を行っている国以外との交流も検討するとともに、国際スポーツ組織と協力しながら、アジア諸国を中心とした諸外国に対して、これまでの事業成果を活かし、生涯スポーツ振興のための支援策について検討していく必要がある。

（ 7 ） スポーツ情報システムの構築

本会は、迅速な情報化社会の特性を最大限に活用して、国民スポーツの振興を図ることを目的に、平成 8 年から「スポーツ情報システム」の構築について検討を進め、平成 11 年に着手した。

このシステムは、本会の案内、事業紹介、リンク集等を主内容とした公式ホームページの公開及び各加盟団体と本会との間を専用線で結ぶ組織内情報ネットワークの構築を柱としている。公式ホームページは、平成 11 年の公開以来、アクセス数も年々増大してきており、組織内情報ネットワークへの加盟団体の接続状況は、約 86%となっている。

現在、組織内情報ネットワークにおける情報資源として、平成 12 年度より、公認スポーツ指導者の登録システムを構築し、活用している。また、スポーツ少年団の登録管理及びジュニア期のフィットネス評価についても、それぞれシステム化に取り組んでいる。

今後、本会公式ホームページについては、関係諸団体の協力を得て、タイムリーな情報の発信を図るほか、一層のサービスの充実を図り、インターネットの世界において、スポーツ界の情報を得るためのポータルサイト（玄関口）としての役割を持たせていく必要がある。

また、組織内情報ネットワークを充実させるためには、接続にかかる費用の軽減化や情報資源の充実を図るなど、未接続団体の組織内情報ネットワークへの参加を促進することが必要である。

（ 8 ） 広報活動の実施

本会では、公認スポーツ指導者のための月刊機関誌として「スポーツジャーナル」を、スポーツ少年団を中心とした少年スポーツ指導のための月刊情報誌とし

て「スポーツジャスト」を、それぞれ発行・配布し、新しい各種情報を提供している。また、青少年を対象に、スポーツへの関心を一層高めるための広報宣伝活動として「体協スポーツニュース：最新の各種スポーツ活動現場の写真」を、時事通信社の協力を得て年 19 回（1 回 5 万部）発行し、全国の小・中・高校等に広く配布している。

このほか、本会の事業実績を幅広く広報していくための年間事業概要書「エンジョイスports」の発刊をはじめ、各競技団体の年間主要大会の成績を取りまとめた「日本アマチュアスポーツ年鑑」を編集・配布するとともに、公認スポーツ指導者の一層の活用促進を図るための PR パンフレット、スポーツ少年団への加入促進のためのガイドブック、初心者向けスポーツ導入編としての競技ビデオ、熱中症予防のためのガイドブック・ビデオ及び国体夏・秋季大会の一般観覧者を対象とした国民スポーツ推進キャンペーン PR リーフレットなど、各種資料を作成・配布し、普及・啓発活動に努めている。

また、岸記念体育会館内に「スポーツ資料室」を設けて、各種大会等の報告書や資料を収集・整理して一般開放している。

さらに、東京運動記者クラブとの提携により「体協記者クラブ」が設置されており、スポーツ振興のための各種報道活動に積極的な協力を依頼している。

今後は、本会の事業の内容等について、広く一般の人々に対してもアピールしていくための方策を検討するとともに、インターネットによる体協ホームページ等の充実と活用を図って、積極的な広報活動を展開していくことが必要である。

(9) 国民スポーツ推進キャンペーンの実施

「国民スポーツ推進キャンペーン」は、本会の国民スポーツ振興事業のより一層の充実と国民に対する本会の認知度を高めていくことを目的に、「Sports For All」をテーマとして事業展開を図ってきている。

この目的を達成するために、平成 4 年からオフィシャルスポンサー制度と特別協賛制度を導入し、第 3 期 3 年次を迎える現在、4 社のオフィシャルスポンサーと特別協賛スポンサーによる「国民スポーツ推進キャンペーン」協賛事業（本会が所有する標章使用权、マーチャンダイジング権、スポンサー公称権等の権利と国民体育大会での連名看板掲出、PR 活動等キャンペーン事業の展開等）を実施している。

現在、本会では、「国民スポーツ推進キャンペーン」協賛事業のほかに、国体の企業協賛導入、日本スポーツマスターズの企業協賛、青少年層を対象とする全国的なスポーツイベントの企業協賛など、新たな事業展開を検討しているところである。

今後、従前の「国民スポーツ推進キャンペーン」事業の拡充と新たなスポンサーの獲得にあたっては、協賛企業に対する本会事業の価値の再確認と魅力ある事業の確立が急務となることから、従来のキャンペーン企画を総括し、協賛制度のあり方について検討していく必要がある。

． 21世紀の国民スポーツ振興の目指す方向

1． スポーツの意義と役割

我が国においては、従前、スポーツは若い一時期に行うものであり、しかも、一部のスポーツエリートのものであるという認識がもたれていた。その後、昭和39年の東京オリンピック競技大会を契機として、国民スポーツ、とりわけ生涯スポーツ振興の必要性の気運が高まったこと、さらに、平成元年に文部省の保健体育審議会答申で「スポーツは、世界共通の人類の文化の一つである」と提言されたことなどにより、スポーツに対する認識がかなり幅広く変容してきたといえる。

つまり、近年の我が国における国際化、情報化、少子高齢化等の進展などによる急激な社会構造の変革が、人間の価値観や生き方などをも変えようとしている不透明な社会状況の中で、スポーツは、人間の思考・言動の本源的欲求に応えるほか、精神的充足を満たすとともに、社会生活に必要な人間の資質の形成などに重要な役割を果たすものであるという認識が高まってきている。

このように、スポーツは、健康の増進や体力の向上のみならず、人間にとって生涯を生きていく上で不可欠な文化として、また、現代社会における高齢化の進展や生活習慣病の増加による医療費の増大、青少年の健全育成や体力低下の問題、余暇時間の増加などの諸課題に対応するものとして、次のような社会的意義と役割が期待されている。

スポーツによる「豊かで活力のある生活の実現」

スポーツは、人間の身体を動かすという本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすものである。また、体力の向上、精神的ストレスの解消、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進にも資するものである。したがって、21世紀の社会において、国民一人ひとりの生活の中に、スポーツを位置づけたライフスタイル（スポーツライフスタイル）を構築することは大きな意義がある。

一方、スポーツ文化発展の観点から、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みであるという意義を有しており、競技者の極限へ挑戦するパフォーマンスは、国民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興に寄与するとともに、青少年をはじめとする国民に夢や感動を与えるなど、健全で活力のある社会の形成にも貢献することが期待できる。

スポーツによる「新たな地域社会の構築」

スポーツは、人々の交流や他者との連帯感などを醸成するという特性をもち、その活動を通じて住民相互の新たな連携を促進する。また、同一の目標に向かって共に努力するという一体感や満足感を味わうことにより、地域住民の生活に活力や連帯感を醸成し、地域に誇りと愛着を感じるなど、これからの地域社会の新たな構築へ貢献することが期待されている。

これまでのスポーツの振興は、どちらかといえば、社会や経済の発展に支えられてきたといえる。しかし、21世紀においては、国民の「生活／暮らし」の中にスポーツが存在しているという「スポーツのあるまち」づくり、さらには、ス

スポーツが中心となって人々の交流を促進する中で、新しい社会の構築や経済の発展に貢献するという「スポーツのまち」づくりへの取組みが、スポーツの果たす新たな役割として期待されている。

スポーツによる「たくましく生きる青少年の育成」

スポーツは、青少年の心身の健全な発育・発達を促し、自己責任、克己心やフェアプレイの精神などを身につけるとともに、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の育成や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性の涵養に資するものである。

このように、スポーツは豊かな人間形成に資するものであり、現在の社会問題化している青少年の問題行動に対応して健全育成に寄与するとともに、21世紀をたくましく生きる上で必要な資質や能力の育成に大きく貢献することが期待されている。

スポーツによる「国際理解と国際化の推進」

スポーツは、世界共通の文化の一つであり、言語や生活習慣などの違いを超えて、同一のルールのもとで競い、交流することにより、世界の人々との相互理解や認識を一層深めることができるものである。

21世紀においては、一層の国際化の進展が予測される中で、従前にも増して、スポーツが国際交流と国際理解の中心的な推進役として期待されており、その視点上に立ったスポーツによる国際交流事業の充実が求められている。

スポーツによる「経済発展への寄与」

スポーツの振興を図ることは、スポーツ産業の拡大とそれに伴う新たな雇用の創出を可能にするとともに、スポーツ施設の整備等関連する産業の活性化にも寄与するなどの経済的効果を生み、少なからず我が国経済の発展に貢献することとなる。また、国民の心身両面にわたる健康の保持増進にも資するものとなり、医療費の削減という効果が期待されている。

2. 21世紀の国民スポーツ振興の基本的考え方

(1) 国民スポーツ振興の基本理念

本会が21世紀の国民スポーツ振興を図るにあたっての基本理念は、国民の一人ひとりが、豊かで活力のある「生活/暮らし」を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会、いわゆる「生涯スポーツ社会」を実現していくということである。

そのためには、「生涯スポーツ社会」のイメージ像を、国民の「生活/暮らし」とスポーツの視点から具現化し、その実現に向けた国民一人ひとりのスポーツ享受能力の育成や社会環境の醸成など、各種事業の企画・立案と推進が必要となる。「生涯スポーツ社会」の具体的なイメージ像としては、次のような点が考えられる。

国民の一人ひとりが、個々人のスポーツニーズに応じて、主体的にスポーツを実践し、日常的な「生活/暮らし」を豊かに充実させるというスポーツライ

フスタイルを形成している状況

国民の過半数(50%以上)が、週一回以上の継続的なスポーツ活動を実践している状況

日常的・継続的なスポーツ活動の受皿となる地域スポーツクラブへの加入率が、概ね30%程度となっている状況

スポーツを実践する以外に、スポーツを見て楽しむ、支えて自己実現を図るなど、スポーツへの多様なかかわりが主体的に行われている状況

スポーツが、新しい地域社会の構築(スポーツを中心としたまちづくり)に貢献するとともに、公的な存在として社会から認知されている状況

(2) 国民スポーツ振興方策の視点

スポーツによる国民の豊かで活力のある「生活/暮らし」を基軸とする21世紀の国民スポーツの振興を図るにあたっては、スポーツを日常的に実践する者のみならず、スポーツを見て楽しむ者、スポーツを支えて自己実現を図る者など、国民一人ひとりのスポーツへの多様なかかわり方を念頭におき、各種の振興策を企画・立案するとともに、諸事業を推進していく必要がある。(資料4参照)

1) 「するスポーツ」の振興

スポーツ実践者に対する振興策は、国民一人ひとりのニーズ、能力、ライフステージ等を踏まえて、多様な視点から考慮していく必要がある。

第一の視点は、国民のスポーツ諸活動の全体を考慮して、スポーツ享受者の層を区分し、それぞれの層のニーズや能力に合ったプログラムの提供や活動の場などを工夫していく必要がある。

この場合、国民のスポーツ享受の層として、国際的アスリート(プロを含む)、国内的アスリート(ジュニア層を含む)、競技志向者、日常的ゲーム(楽しみ)志向者、健康・体力づくり志向者、潜在的スポーツ愛好者の6つの層が想定できる。

今後、本会として国民スポーツ振興を図る上では、からのスポーツ享受者の層を視野におき、関係機関・団体と連携を図りつつ、組織的、体系的に諸事業を推進していく必要がある。

第二の視点は、これからの国民スポーツの振興を図る上で、国民のスポーツ享受者の中には、スポーツクラブやチームに入会や所属をして、スポーツを実践し楽しむというタイプと、これらにかかわりなく個人のレベルでスポーツを実践し楽しむという未組織享受者タイプの、大きくは二つのタイプを想定した事業の推進が求められる。

「生涯スポーツ社会」を実現する重要な方策として、総合型地域スポーツクラブの育成が文部省のスポーツ振興基本計画の中で位置づけられているが、今後、本会としては、国民の継続的なスポーツ実践者50%以上を実現していくためにも、地域の実状を踏まえたスポーツクラブの育成とともに、未組織享受者層を対象としたイベント等の事業の推進について考慮していく必要がある。

第三の視点は、国民のスポーツ享受者層の中に、単一のスポーツ種目を実践し楽しむというタイプと、多種目のスポーツを実践し楽しむという、二つのタ

イブを念頭においた振興策を考慮する必要がある。

文部省のスポーツ振興基本計画では、多種目、多志向、多年齢を包含する総合型地域スポーツクラブの育成の必要性が提言されている。今後、本会としては、多種目タイプへの対応策として、地域スポーツクラブの育成に力を注ぐとともに、当面、単一タイプへの対応策として、単一種目の多志向、多年齢層にわたるスポーツクラブやチームにも着目し、その育成のための事業を推進していく必要がある。

2)「みるスポーツ」の振興

オリンピック競技大会等における世界のトップアスリートのパフォーマンス、プロスポーツにおけるプロアスリートのパフォーマンスなどは、見る人たちに大きな感動や楽しみを与えると同時に、青少年をはじめとする多くの国民に対し、スポーツ活動への参加を促進する大きな原動力となっている。

このことは、スポーツが絵画や演劇などの芸術・文化財と同様に、文化としての特質を有しているということであり、「みるスポーツ」の振興は、「するスポーツ」の振興に大きく寄与するとともに、国民に充実感やゆとりを与えるなど、生活の質的な向上の観点からも有意義であるといえる。

今後の「みるスポーツ」の振興策としては、見る人のマナーを含むスポーツ文化を享受する資質・能力を高める機会の提供、見る人たちの立場を踏まえた施設の整備、魅力的なスポーツイベントの誘致など、行政、体育協会・競技団体等の関係機関・団体との連携による諸事業の推進が必要である。

本会としては、国体等の主催事業について、「みるスポーツ」の振興の観点に立った改善を図るとともに、見る人のニーズに合ったイベント等の企画・立案に対して、中央競技団体及び都道府県体育協会に助言をしていく必要がある。

3)「支えるスポーツ」の振興

これまで、本会においては、公認スポーツ指導者制度に基づき数多くのスポーツ指導者の養成に努めてきており、それら指導者は、ボランティアとして各種の指導活動を行っている。一方、我が国で開催されたオリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会や国体などにおいて、大会の運営等に多くのボランティアが活動し支援しており、スポーツへのボランティアに対する関心が高まってきている。

このような中で、これまで築き上げた自己の技術や能力を活かし、スポーツ大会を含むスポーツ振興にボランティアとして貢献することによって、自己実現を図るというスポーツへの参画の仕方についても、意義や価値を認識する国民が多くなってきている。このことは、従来の「するスポーツ」や「みるスポーツ」に加え、「支えるスポーツ」が、新たなスポーツ文化享受スタイルとして認識され、固有の分野が確立されてきたといえる。

したがって、「支えるスポーツ」の振興は、競技大会の運営ボランティアのみならず、日常的なスポーツ指導にあたるボランティア、スポーツ活動をめぐる語学ボランティア等の分野に及ぶとともに、その対象も競技者にとどまらず、多様なスポーツニーズをもつ青少年、高齢者、障害者など、広くスポーツ活動

全般を視野に入れていく必要がある。

今後の「支えるスポーツ」の振興策としては、スポーツ振興をめぐって、スポーツボランティアが活動可能な分野及び範囲を確立した上で、分野ごとの基礎的な資質・能力の程度を明確にしていく必要がある。そして、その資質・能力を身に付けるための講習会の実施等養成システムを構築するとともに、養成されたスポーツボランティアの組織化を促進するための登録システムも併せて構築していく必要がある。さらに、ボランティア活動を促進させるため、計画的な活動の場の提供、活動費の助成など、各種の支援策を講じる必要がある。

本会としては、国の「支えるスポーツ」の振興方策に注目しつつ、スポーツボランティア活動の一層の充実・発展を図るため、本会加盟団体と連携し、養成・登録システムを構築するとともに、組織的、計画的な活用体制などを整備する必要がある。

3. 2 1世紀の日本体育協会の役割

21世紀において、本会がスポーツ振興に果たす役割としては、従前からの国民スポーツの振興という目標に向かって、各種の方策を推進していくことにある。しかし、前述の21世紀におけるスポーツの意義と役割や国民スポーツ振興の基本的考え方を踏まえた場合、我が国スポーツ振興に関する全体的な推進体制の中で、行政と本会を中心とする民間スポーツ団体、本会与中央競技団体・都道府県体育協会、さらには市町村体育協会などの役割分担を明確にした上で、それぞれの機関や団体が固有の特性を活かしつつ、これまで以上に有機的な連携を図っていく必要がある。

いずれにしても、本会は、我が国スポーツ界の統一組織として国内・外のスポーツ動向を見極めつつ、全国的な視野に立った国民スポーツ振興の基本方策を提示し、それに基づく各種のスポーツ振興事業を企画・立案するとともに、国民スポーツ振興の実質的な担い手である競技団体、都道府県体育協会及び市町村体育協会と連携し、これまで以上にその組織力を最大限に活かした事業の推進を図っていくことが求められる。

(1) 行政と体育協会の役割

これまで競技スポーツの振興に関しては、従来から、基本的には行政が事業推進のための助成を行い、本会及びJOC並びに中央競技団体や都道府県体育協会が、それぞれ主体的に事業を計画し、実施するという形態が確立している。

しかし、国民スポーツ振興の中で、今後、その取組みが重要視されている生涯スポーツの振興などに関しては、これまでどちらかといえば、事業の企画・立案から実施に至るまで、行政が中心となって行われてきたという状況がある。

これは、本会及び都道府県体育協会をはじめとする体育協会組織に、生涯スポーツに対する取組みと組織体制が十分でなかったことに一因があると考えられる。しかし、国民の一人ひとりが豊かで活力のある「生活/暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す21世紀の生涯スポーツの振興を推進するためには、本会が、都道府県体育協会、さらには生涯スポーツ振興

の直接的な担い手となる市町村体育協会と緊密な連携を図りつつ、地域住民のスポーツニーズを踏まえ、弾力的、機動的に各種の事業を推進していく役割を担う必要がある。

このように、21世紀のスポーツ振興をめぐるには、行政主導から本会を中心とする民間団体主導へと、これまでの振興体制を改革していくことが必要となる。

つまり、国及び地方行政には、それぞれの立場からのスポーツ振興の基本となる方策を示すとともに、それに基づく財政面をはじめとする積極的な支援策が期待される。一方、本会及び都道府県体育協会、さらには市町村体育協会を含む体育協会組織は、それぞれの立場に応じて行政との連携を図りつつ、各種スポーツ振興事業の企画・推進を主体的に取り組んでいくという体制を確立していくことが求められる。

そのためには、本会を中心とする体育協会組織において、国民スポーツ振興の担い手としての自覚と責任を認識し、組織体制の整備を図る必要がある。

(2) 本会と加盟団体の役割

これまで国体等の総合的なスポーツイベントやスポーツ指導者の養成事業などにおいては、本会が中央競技団体及び都道府県体育協会の加盟団体に対して、事業推進の基本的方向や全体のフレームワークなどを示し、加盟団体は、それに基づいて独自の工夫を凝らしながら具体的に事業を行うという役割分担が確立している。

このように、一部の事業については、本会と加盟団体との役割が明確になっているが、前述の国民スポーツの振興、とりわけ生涯スポーツ振興における地域スポーツクラブの育成事業や障害者スポーツ振興事業などをめぐっては、事業推進の役割やシステムが十分に確立されているとは言い難い状況にある。

したがって、本会は、国のスポーツ振興方策の動向を見極めつつ、各種事業の企画・立案をするとともに、加盟団体に対して事業の趣旨・目的、実施方法などの具体的な事業推進マニュアルを示す必要がある。一方、各加盟団体は、本会の示す事業推進マニュアル等を十分踏まえ、地域の実情に応じた独自の工夫を加えつつ、各種の事業に取り組んでいくという役割やシステムを確立していく必要がある。

特に、都道府県体育協会は、本会との連携を図りつつ、生涯スポーツ振興への取組みと体制整備を図るとともに、加盟関係にある市町村体育協会に対し、地域スポーツクラブの育成をはじめとする生涯スポーツ振興事業推進のノウハウの提供等、支援に力を注ぐことが求められる。

そのためには、本会と加盟団体との間で、国民スポーツ振興の理念を共有するとともに、事業推進についての共通理解を十分に図っていく必要がある。

(3) 本会と体育・スポーツ関連団体との連携

国民スポーツの振興を目指す体育・スポーツ関連団体は、本会のほかに、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国体育指導委員連合、日本レクリエーション協会等がある。これらの団体は、これまで固有の目的や分野をもち、独自の事業を展開して、我が国のスポーツ振興にそれぞれの立場から貢献をしてき

たといえる。

しかし、国民一人ひとりの豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す21世紀の国民スポーツの振興を図っていくためには、現状の体育・スポーツ関連団体の有しているパワーを結集し、関係のスポーツ振興事業を総合的、一体的に推進していく必要がある。

本会としては、現状の組織体制を活用して行政との連携を図る中で、体育・スポーツ関連団体の連携・協力体制の整備について中心的な役割を担うとともに、国民スポーツ振興の具体的な取組みについて、個々の団体の特性を活かした事業推進のコーディネーター的な役割を担っていく必要がある。

． 21世紀の国民スポーツ振興方策

スポーツの意義や国民スポーツ振興の理念に基づく21世紀の国民スポーツ振興の目指す方向を踏まえ、国民の一人ひとりの豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて具体的な事業を展開していくためには、本会として組織の充実・強化を促進するとともに、現行の事業の改善や新たな事業の構築など、次のような振興方策を重点に推進していく必要がある。（資料5、6参照）

1．日本体育協会組織の充実・強化

今後、ますます多様化、高度化する国民のスポーツニーズに対応して「生涯スポーツ社会」の実現を図っていくためには、本会と加盟団体との間で、今後の国民スポーツ振興の基本理念を共有し、振興方策の基本的方向について相互理解を図るとともに、各種事業の推進に必要な機動力の整備や事業成果の把握・確認が適切にできる体制の整備など、本会及び加盟団体並びに市町村体育協会組織の一層の充実・強化を図っていく必要がある。また、社会環境の変化、とりわけスポーツを取り巻く国内・外の環境の変化に適切に対応できる環境適応力を向上させるためにも、柔軟で弾力的な組織体制の整備が不可欠である。そのためには、次のような事業の推進が必要となる。

本会組織の拡充

本会未加盟の全国を統括する競技団体、生涯スポーツ団体等の加盟を一層促進するとともに、新たに全国的規模の関係スポーツ団体の本会加盟を促進する。また、生涯スポーツの振興に向けた主体的で円滑な組織運営体制を整備する観点から、ニュースポーツ団体や一定規模以上の地域スポーツクラブ、さらにはスポーツボランティア等に対応した登録制度を新たに創設する。

加盟団体の基盤整備の促進

中央競技団体、都道府県体育協会などの本会加盟団体に対し、事業推進の財源を確保する観点から、地域スポーツクラブの育成などをはじめとする各種スポーツ振興事業実施に対する助成事業の拡充を図る。また、円滑な組織運営体制を整備する観点から、マネジメント能力のある専任職員を新たに配置するなど、有能な人材確保による組織基盤の充実を図る。

市町村体育協会組織の整備

今後の国民スポーツの振興、とりわけ地域スポーツクラブの育成をはじめとする生涯スポーツの振興は、市町村体育協会の果たす役割が大きい。本会は、都道府県体育協会と連携し、市町村体育協会が今後一層地域住民のスポーツニーズに対応した各種事業を主体的に推進できるよう、法人格の取得や財源確保策など、組織基盤の充実整備のための支援方策を講ずる。

民間スポーツ関係団体との連携の促進

本会をはじめとする民間スポーツ団体が、国民スポーツ振興の実質的な担い手であるという認識と自覚をもち、行政との連携を図りつつ、中央にあっては本会

が、地方にあっては都道府県体育協会が、それぞれ中心的なコーディネート役として、各スポーツ関係団体との連携・協力のもとに、効果的な事業の推進を図る。

2. 国民スポーツ振興事業の推進

21世紀の国民スポーツの振興を推進するにあたっては、国民が主体的にスポーツを実践し、豊かで充実したスポーツライフスタイルを形成していること、週一回以上の継続的スポーツ実践者が50%以上、地域スポーツクラブへの加入率が30%程度となっていること、スポーツを実践する以外に見て楽しむ、支えて自己実現を図るなど国民の多様なスポーツへのかかわりが行われていること、スポーツがまちづくりに貢献していることなど、「生涯スポーツ社会」のイメージ像を念頭において各種の事業を展開していく必要がある。

(1) 国民体育大会の改善・充実

国体は、戦後の我が国スポーツ振興の基盤を形成するとともに、競技力の向上をはじめ、国民スポーツの充実・発展に大きな貢献をしてきた。しかし、近年のスポーツに対する国民の関心の高まりやニーズの多様化等に対応し、行政やスポーツ関係団体等によって各種のスポーツイベントが開催されている中で、21世紀の国体の意義、役割など、時代に即応した大会の性格やあり方についての検討が求められている。

また、昨今の厳しい社会・経済状況の中で、国体を開催する都道府県では、施設整備や開・閉会式などをはじめとする大会の準備・運営をめぐる経費の問題も生じており、簡素・効率化の視点に立った大会の準備・運営全般の改革・改善に向けた幅広い取り組みが必要になってきている。

一方で、国体は、我が国最大の総合スポーツイベントとして、開催地の青少年や住民のみならず、広く全国の人々に対し夢や感動を与えるなど、「みるスポーツ」振興の観点からの貢献も期待され、また、ジュニア競技者からトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象とする大会として充実・活性化を図っていく必要がある。

このような視点から、主催者である文部科学省及び開催都道府県などの関係機関・団体と十分な連携を図りつつ、次のような点を中心とした改善・充実を図っていく。

21世紀の国民スポーツ振興の観点から、国体の意義や役割を再検討し、他の総合的なイベントとの関連を考慮して中心的な存在となるよう、その性格やあり方について再構築していく。

国体運営経費等節約の観点から、施設整備や開・閉会式などをはじめとする大会の準備・運営全般について、簡素・効率化の視点に立った見直しを行うとともに、開催都道府県の財政負担の軽減を図るため、新たな助成措置等の対応策を講じる。

国体の充実・活性化と「みるスポーツ」の振興を図るためには、各競技の参加基準の見直しを行うなど、トップアスリートの参加を促進するとともに、国民に広く認識されるよう、報道機関を通じた広報活動を充実させていく。

国体の簡素・効率化及び活性化の観点から、秋季大会実施競技の内、概ね10数競技について夏季大会への移行の促進を図る。併せて、冬季大会の実施方法・時期等についても検討を行う。

競技施設の整備については、スポーツ界の動向や開催都道府県の実況等をも考慮しつつ、近接県やブロック内の施設の活用も含め、適宜、競技施設基準の見直しを行う。

国体の実施競技については、適正な大会の規模を考慮する観点から、国内の普及状況、国際的な位置づけなどを十分に踏まえ、実施競技の採用に関する基準の策定について検討を行う。

国体の総合成績については、各競技者の貢献度が、広く国民、とりわけ参加各都道府県にとって分かりやすくするとともに、各競技間の較差等をも考慮した総合得点算出方法の改善を行う。

「支えるスポーツ」振興の観点から、国体におけるスポーツボランティアの大会運営をはじめとする各種のサポート活動を、国体時の一過性のものとして終わらせることなく、都道府県体育協会等と連携し、スポーツボランティアとしての組織化を図るとともに、各種スポーツイベント等への活用を促進するための基盤を整備する。

(2) 生涯スポーツの充実・推進

国民の豊かで充実したスポーツライフスタイルの構築とともに、「スポーツのあるまち」、「スポーツのまち」づくりを目指したスポーツの振興を図るためには、国民の多様化、高度化したスポーツニーズに対応し、日常的な生活の中で「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」など、スポーツへの多様なかわり方が可能となる環境の醸成が必要となる。

そのためには、本会及び加盟団体並びに市町村体育協会の役割を明確にしつつ、生活圏域における日常的なスポーツ活動の拠点となるスポーツクラブを育成・整備をしていくとともに、日常的なスポーツ活動を一層活性化するため、日頃の成果を試したり交流を促進するためのスポーツイベント等の企画・実施、さらには、国際的・全国的なイベントの誘致・開催など、次のような事業を推進していく必要がある。

1) 地域スポーツクラブの育成・支援

国民の一人ひとりが自己の能力や興味・関心、スポーツライフスタイルなどに応じて主体的にスポーツを実施していくためには、多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となる地域に密着したスポーツクラブを育成していく必要がある。

そのためには、本会は、国のスポーツクラブ育成方策を勘案し、都道府県体育協会と連携し市町村体育協会を支援しつつ、単一種目等のスポーツクラブの育成や既存のスポーツクラブの連合化などに取組むとともに、多種目、多志向、多年齢を包含した総合型スポーツクラブの育成について、本会のスポーツ少年団を核とした育成事業を継続実施し、地域住民の日常的・継続的なスポーツ活動の受皿としての基盤整備を図る。

また、これらのスポーツクラブに対して、組織・運営に関するノウハウの提供、プロ経験者等の指導者の巡回指導、スポーツクラブマネージャーやスポーツボランティアの配置による支援活動をはじめ、イベントの運営経費・指導者謝金・施設使用料等に対する助成などの支援を行い、その定着と充実を図る。

さらに、スポーツクラブ登録制度の創設による全国的な組織化を推進するとともに、学校の運動部活動や民間スポーツクラブとの連携の促進を図る。

2) 地域における多彩なプログラムの提供

全国各地における国民の継続的なスポーツ活動やスポーツを通じた交流を一層促進するためには、前述の地域スポーツクラブの育成や活動の活性化とともに、個人のレベルでスポーツを実践し、楽しむという未組織享受者層をも対象にした、地域レベルの多様なイベント等の企画・実施が必要となる。

そのためには、本会が都道府県体育協会及び市町村体育協会と連携し、地域の特性や状況を考慮しつつ、スポーツクラブの活性化を図るため、スポーツクラブの代表者、体育協会関係者、学識者等によるスポーツクラブサミットや各スポーツクラブ対抗のイベント等を開催するとともに、未組織享受者や潜在的スポーツ愛好者を対象とし、ニーズや能力に応じた活動の場の確保、スポーツ教室の開設やスポーツ大会の開催などの多彩なエリア・プログラムサービスの提供を行う。

3) 新たな全国的総合スポーツイベントの創設

国民の日常的なスポーツ活動を活性化するとともに、全国のスポーツ愛好者との交流を促進するためには、ニーズや能力、さらには世代等を考慮した全国的なイベントを企画・実施していく必要がある。

本会では、21世紀の新たな全国的総合スポーツイベントとして、「日本スポーツマスターズ」の創設に向けて諸準備を取り進めているところである。この大会は、競技志向の高い中・高齢層を対象として開催するものであり、日常的にトレーニングを積んでいる者やオリンピック・国体等で活躍したアスリートのネクストステージとしての活動の場となるなど、参加者がお互いに競い合う中で交流を図っていくことを目的としている。したがって、現在実施されている国体や全国スポ・レク祭とは、趣旨・目的、参加対象を異にしたスポーツイベントとして、その位置づけを明確にしている。

また、一方、学校週5日制の完全実施や青少年の問題行動等に対応した青少年層を対象とする全国的なスポーツイベントの創設など、我が国の社会状況を見極めつつ、障害者も含む国民各層の多様なニーズや能力、世代等に対応した全国規模のスポーツイベントの創設について鋭意検討していく。

4) 「みるスポーツ」の振興事業の推進

「みるスポーツ」の振興は、「するスポーツ」の振興に寄与するのみならず、多様なスポーツ文化享受の一環として、国民に充実感やゆとりを与えるなど、生活の質を向上させる観点からも有意義なものとなっている。

現在、国民の「みるスポーツ」への関心は、総務庁の調査によると、観戦する、テレビで見る、ラジオで聴くなどを含めて90%以上となっており、ほとん

どの国民が「みるスポーツ」へのかかわりをもっているといえる。しかし、スポーツ文化享受の観点から、現状の国民の「みるスポーツ」へのかかわりを推察すると、プロ野球やJリーグの観戦にみられるように、勝敗だけに一喜一憂するなど、表面的に楽しんでいることがうかがえる。

しかしながら、本会としては、今後、「みるスポーツ」を真にスポーツ文化享受の一つのスタイルとして定着させ、その振興を図るため、行政や競技団体等と連携を図り、見る人のマナーを含むスポーツ文化享受の資質・能力を高めるための講習会の開催やビデオ等による啓発活動などの事業の推進を図る。

また、中央競技団体や都道府県体育協会に対し、各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致に関する指導や相談に応じたり、見る人の立場を踏まえた施設の整備について指導助言を行う。

5) 「支えるスポーツ」の振興事業の推進

「支えるスポーツ」の振興は、「みるスポーツ」と同様に、多様なスポーツ文化享受スタイルとして、国民の自己充実、自己実現を図る上で有意義なものとなっている。

本会としては、行政や加盟団体等と連携を図って、スポーツボランティアの組織化を促進するとともに、地域スポーツクラブ、地域の各種スポーツイベント、国体やスポーツマスターズ等の全国的なスポーツイベントなどに、スポーツボランティアの多方面にわたる参加の場を提供し、活動の促進を図る。

6) 新たな顕彰事業の創設

国民の多様なスポーツ活動を一層推進するため、従前の顕彰事業に加え、長年にわたり、日常的、継続的にスポーツを実践している者等を対象とした、新たな顕彰事業の創設を検討する。

(3) スポーツ指導者育成の充実と活用の促進

「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、国民の多様なニーズや能力に応じたスポーツ実践能力を高め、継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、国民の一人ひとりに対し、スポーツ文化を豊かに享受する能力を育成することのできる資質の高い指導者の存在が不可欠である。

そのためには、国民のスポーツニーズの動向や受講者の実態などを考慮して、現行の養成カリキュラムや養成システムの改善を図るとともに、新たな分野の養成制度の創設など、21世紀の我が国スポーツ界を見通した指導者養成事業を実施していく。また、養成された有資格指導者の積極的な活用を促進するなど、次のような事業を推進する。

1) 新たな養成システムの構築

指導者養成事業を一層効率的・効果的に実施できるようにするため、現行の養成カリキュラムの内容を精選して、時間数の削減を図るとともに、資格の種類・ランク等の整理・統合などを行う。また、現行の体育系大学等の免除適応の制度を拡充するとともに、今後、全国的な規模で展開される広域スポーツセンター等と連携を図り、全国の各地に指導者養成拠点(学校)を整備充実し、受講者にとって受講しやすいシステムの構築に努める。さらに、諸外国の指導

者資格を取得する者が増加している状況を踏まえ、指導者資格制度の国際化を促進するための取組みにも着手する。

2) 新たな分野の養成制度の創設

国民の多様なスポーツニーズやスポーツ振興方策に対応して、国民各層のスポーツ活動をより適切に支援し、推進するため、地域スポーツクラブの円滑な運営等の支援を行うスポーツクラブマネージャー等の養成制度を創設する。また、「支えるスポーツ」の振興の観点から、スポーツボランティア育成のための資格要件等を整備し、養成・登録システムを構築する。さらに、スポーツ指導に専念するプロコーチ養成の制度化の検討などを進める。

3) 有資格指導者の積極的な活用

有資格指導者の活用を一層推進するため、本会及び都道府県体育協会は、広域スポーツセンターへの有資格者の専任配置の促進を図るとともに、地域スポーツクラブの育成などに対応して、有資格者の優先的な配置促進を図る。

また、学校の授業や部活動への有資格指導者の派遣について関係者との検討を進めるとともに、民間スポーツクラブへの雇用の促進について関係者との連携を図る。

(4) スポーツ少年団の充実と青少年スポーツの振興

近年、我が国における青少年をめぐっては、体力の低下や続発する問題行動などの諸問題並びに学校週5日制の完全実施や国際化の進展など、急激な社会状況の変化に伴う対応が必要となってきた。

これらの青少年をめぐるとともに、21世紀をたくましく生きる青少年を育成していくためには、青少年のスポーツを振興し、心身の健全な発育・発達を促すとともに、自己責任やフェアプレイの精神、仲間との交流を通じたコミュニケーション能力や豊かな心と他人を思いやる心などを育成していく必要がある。

このような状況の中で、スポーツ少年団を中心とした青少年スポーツ活動の促進を図り、豊かなスポーツ享受能力を育成し、生涯スポーツへの芽を育てるとともに、たくましく、豊かに生きていく心と身体をもった青少年の健全育成への期待が、ますます増大してきている。

そのためには、幼・少年期から青年期(概ね18歳)までの年齢層を対象とし、スポーツ活動を中心とする多様な活動を体験させ、青少年の主体的なスポーツ活動を促すとともに、健全育成に貢献する組織であるというスポーツ少年団の対象範囲や活動の方向性についても、再認識する必要がある。また、地域に密着したスポーツクラブ育成との関連を考慮して、継続した指導体制の中で、豊かなスポーツライフスタイルの基盤を形成するジュニアスポーツクラブとしての充実を図るなど、次のような事業を推進する。

1) スポーツ少年団組織の拡充

現在、スポーツ少年団は、我が国最大の青少年スポーツ組織として全国的な活動を展開しているが、現状の小・中・高等学校の全国対象人口に対する加入率は、必ずしも高いとは言い難い状況にあり、今後、女子の加入を促進してい

くとともに、小学校期からの継続的なスポーツ活動を推進するため、中学・高校生年代の加入の促進を図る必要がある。

そのためには、総合型地域スポーツクラブとの関連を考慮し、ジュニアスポーツクラブの育成を念頭におき、スポーツ少年団組織の基盤・体制を一層整備するとともに、スポーツ界において活躍した人たちの協力を得てキャンペーン活動を実施するなど、加入促進のための諸活動を推進する。さらに、スポーツ少年団として、地域における未加入の青少年を対象としたスポーツ教室や一日体験入団等の事業を実施する。

2) 日常的な活動内容の充実

地域に密着したジュニアスポーツクラブとしての育成を図るためには、団員の多様なニーズや能力及び年齢層に対応し、運動遊びから競い合うスポーツ活動まで、レベルに応じたスポーツ体験が可能となる活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備を行い、日常の団活動の充実・活性化を促進する。

3) 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進

日常的な団活動の活性化と国内・外の青少年との交流を促進するため、現行の各事業の改善・充実を図るとともに、新たに、スポーツ少年団を核とした青少年の全国的な総合スポーツイベントの創設の検討、国内における他の青少年教育関係団体との交流事業の創設、現在交流を行っているドイツ、中国以外との新たな国際交流事業の開発などについて取り組む。

4) 登録制度の改革

今後の本会における、地域スポーツクラブの登録制度創設との関連を考慮して、登録の一元化を図るため、現行の登録制度からジュニアスポーツクラブとしての登録制度への改革に取り組むとともに、都道府県体育協会・都道府県スポーツ少年団本部、さらには各中央競技団体などとの調整及び連携を促進する。

5) 地域におけるジュニア競技者の育成

現在、本会が都道府県体育協会の協力を得て実施している都道府県ジュニア強化事業については、青少年の多様なニーズや能力に対応したスポーツ振興の観点から、拡充を図っていく。

(5) スポーツ医・科学研究の推進

今後、21世紀の国民のスポーツ振興や健康・体力づくりを一層適切に推進していくためには、スポーツ医・科学の支援が不可欠である。したがって、スポーツ医・科学専門委員会から提言されている「日本体育協会におけるスポーツ医・科学のあり方」を参考にするとともに、関係する機関やJISS等との連携や役割を考慮し、本会のスポーツ医・科学研究の基本的なあり方や方向性を明確にする。その上で、国体をはじめとする本会のスポーツ振興諸事業の効果的な実施について、積極的にサポートしていく調査・研究等の事業展開を図るなど、次のような事業を推進していく必要がある。

1) スポーツ医・科学サポートの充実

国体への医・科学サポートについては、今後とも、都道府県体育協会と連携を保って、生涯スポーツの振興と競技力向上の両面から引き続き推進していく。

また、国体に参加するジュニア層の育成に関しては、我が国のジュニア期における競技者育成システムづくりとの関連を考慮して、JOC 等関係団体と緊密な連携を図った研究を進めて行く。

また、今後、生涯スポーツ振興を図るための地域スポーツクラブの育成や地域の活動拠点となる広域スポーツセンターの設置が推進される中で、本会は都道府県体育協会と連携を図り、必要なスポーツ医・科学研究及び医・科学サポートを積極的に展開し、その成果をフィードバックする。

さらに、2001 年から開催される「日本スポーツマスターズ」には、我が国の中・高齢層の競技スポーツ志向者の参加が予定されており、中・高齢層のスポーツ活動参加に関する指針作成のための研究を推進する。また、障害者を含む幼児から高齢者までの、生涯を通じたスポーツ活動を幅広くサポートしていくため、スポーツ活動への参加や行い方などに関して、社会科学の分野をも考慮した研究を進めていく。

2) スポーツ指導者に関する研究事業の実施

スポーツ指導者の資質向上のために、本会が自らスポーツ医・科学に関する事業の実践を通して、最新の情報を提供するとともに、今後の指導者養成の実態に合わせたスポーツ医・科学面からの知識や技能を提供するための研究事業を展開する。

3) 国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進

平成 13 年から JISS が本格的な活動を開始し、国際競技力向上のためのスポーツ医・科学研究の促進、科学的トレーニング方法の開発、競技者の治療やリハビリテーションなどが総合的に実施される。したがって、本会としては、スポーツ医・科学関連事業について、JISS との役割と事業区分を明確にした上で緊密な連携を図ることが望まれる。

(6) 国際スポーツ交流の推進

国際化の進展に対応し、スポーツ文化の世界共有化の促進とグローバルな国民の育成にスポーツの分野から貢献し、国際親善に寄与していくためには、青少年を含む市民レベルの国際交流を推進していく必要がある。

そのため、本会は、加盟団体の協力を得て、現行の韓国及び中国との青少年から成人層までの交流事業などを継続するとともに、次のような事業を推進していく。

幅広い世代にわたる、近隣諸国とのスポーツ交流を促進する。

新たに、オリンピック開催国等との国際交流を推進する。

国際スポーツ組織と協力しながら、アジア諸国を中心とした諸外国に対し、支援の拡充を図る。

(7) スポーツ情報システムの整備・拡充

本会が国民スポーツの振興の中核的役割を果たすためには、組織の活性化を推進するとともに、本会及び加盟団体の社会的認知度を高めていく必要がある。

そのためには、本会公式ホームページをスポーツ界のポータルサイトとして確立し、スポーツに関する情報の発信基地とすることが必要である。

また、今後、中央競技団体、都道府県体育協会及び市町村体育協会など中央・地方レベルの関係組織や他の関連機関・団体との情報ネットワークの拡充を図り、有効で価値の高い情報をリアルタイムに収束、発信できる環境を整えることが不可欠である。

以上のように情報システムの整備充実を図り、それらを有効に活用し、次のような事業を推進していく。

ネットワークを活かした、積極的なメディアの利・活用や広報活動を展開する。

今後、国民の関心が一層高くなることが予測されるスポーツ医・科学情報の提供を促進する。

本会公式ホームページを積極的に活用して、諸事業の成果について広く国民に告知していく。

(8) 広報・社会貢献活動の推進

本会の国民スポーツ振興の諸事業について、広く国民の間に周知して、理解と協力を得るとともに、スポーツの社会的な理解と地位の向上を図るため、従来からの広報活動を拡充していく。また、関係諸機関（文部科学省、警察庁、厚生労働省などの行政機関）や団体（赤十字やその他のNPOやNGO）との連携・協力のもと、我が国や国際社会が直面している社会問題に対するスポーツの貢献についての啓発活動を実施する。

1) 広報事業の拡充

本会組織や事業への幅広い支持・支援を獲得するためには、関係機関・団体のみならず、多くの国民に、本会の事業の成果に関して幅広く広報し、理解を求めるとともに、社会的認知度を高めていく必要がある。そのため、従来の機関誌、情報誌、パンフレットなどによる広報活動を一層充実していくとともに、メディアの利用やインターネット活用のための諸事業を促進していく。

2) 社会問題へのスポーツ貢献キャンペーンの実施

スポーツの多様な価値と役割に関する認識を広く社会にアピールしていくため、地域活性化とスポーツ、高齢化社会とスポーツ、環境問題とスポーツ、薬物とスポーツ、暴力とスポーツ、アルコールとスポーツなどのテーマのもとに、関係機関・団体と連携を図りつつ、各種キャンペーン事業を推進していく。

(9) スポーツ施設の運営支援

今後のスポーツ施設整備は、国及び地方公共団体等を中心に、国民のスポーツニーズの動向を踏まえつつ、計画的に整備していくことが期待される。

本会は、21世紀の国民スポーツ振興の基本理念を踏まえ、利用者の立場に立ったスポーツ施設の機能的な整備のあり方や運営の方法について、国及び地方公共団体等に対して働きかけていく必要がある。

そのため、次のような点を考慮した事業を推進する。

本会の関連スポーツセンターを中心としたスポーツ施設が、総合型地域スポーツクラブの拠点施設として、あるいは、広域スポーツセンターとして活用されるとともに、効果的かつ効率的に運営されるように、管理・運営費等に関する

る支援を求めていく。

広域スポーツセンターをはじめとするスポーツ施設の効果的な運営が図られるよう、本会が養成した公認スポーツ指導者の配置促進について要請するとともに、ソフト事業の企画推進などに対し支援をしていく。

既存の公共スポーツ施設や今後整備される広域スポーツセンターの経営・管理について、都道府県体育協会が受託できるよう、関係機関に働きかけていく。

3. スポーツ振興財源の確保

国民スポーツの基本理念や振興方策の基本的な考え方に基づいて、諸事業を円滑かつ効果的に遂行していくためには、長期的に安定した財源の獲得が不可欠である。そのためには、現行の国民スポーツ推進キャンペーン事業の改善・充実を図るなど、これまで以上に、多方面からの資金的な支援を得られるよう積極的に働きかけ理解を得ていくことはもちろんのこと、現在の国の財政事情や企業の経済状況等を鑑みると、新たな自主事業の創設や登録制度の改革等による自主財源の確保を図っていく必要がある。

収益事業の拡充

安定した自主財源を確保するために、従来の収益事業の改善・充実を図るとともに、新たな多角的収益事業等の展開について検討していく。

スポンサーの獲得

スポーツとスポンサーシップに関する調査研究などに基づいて、本会のスポンサーにとっての価値の再認識と価値の向上施策を推進するとともに、従前の国民スポーツ推進キャンペーン事業の拡充を図るため、新たなシステムの構築とそれに基づくスポンサーの獲得に努めていく。

寄付金・補助金等の獲得

国及び公営競技等への補助金の獲得並びに優遇税制の一層の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額について、従前にも増して積極的に働きかけていく。

スポーツ振興くじ収益金の確保

平成14年度から始まる「スポーツ振興くじ」による収益金の配分について、国民スポーツ振興の重要性の観点から、加盟団体の意向をも踏まえ、強く要求していく。

おわりに

今回の「21世紀の国民スポーツ振興方策」は、本会がこれまで取組んできたスポーツ振興事業について総括するとともに、21世紀におけるスポーツの意義や役割を踏まえた国民スポーツ振興の方向性を明示し、それを実現するために必要な振興方策と各種事業について取りまとめたものである。

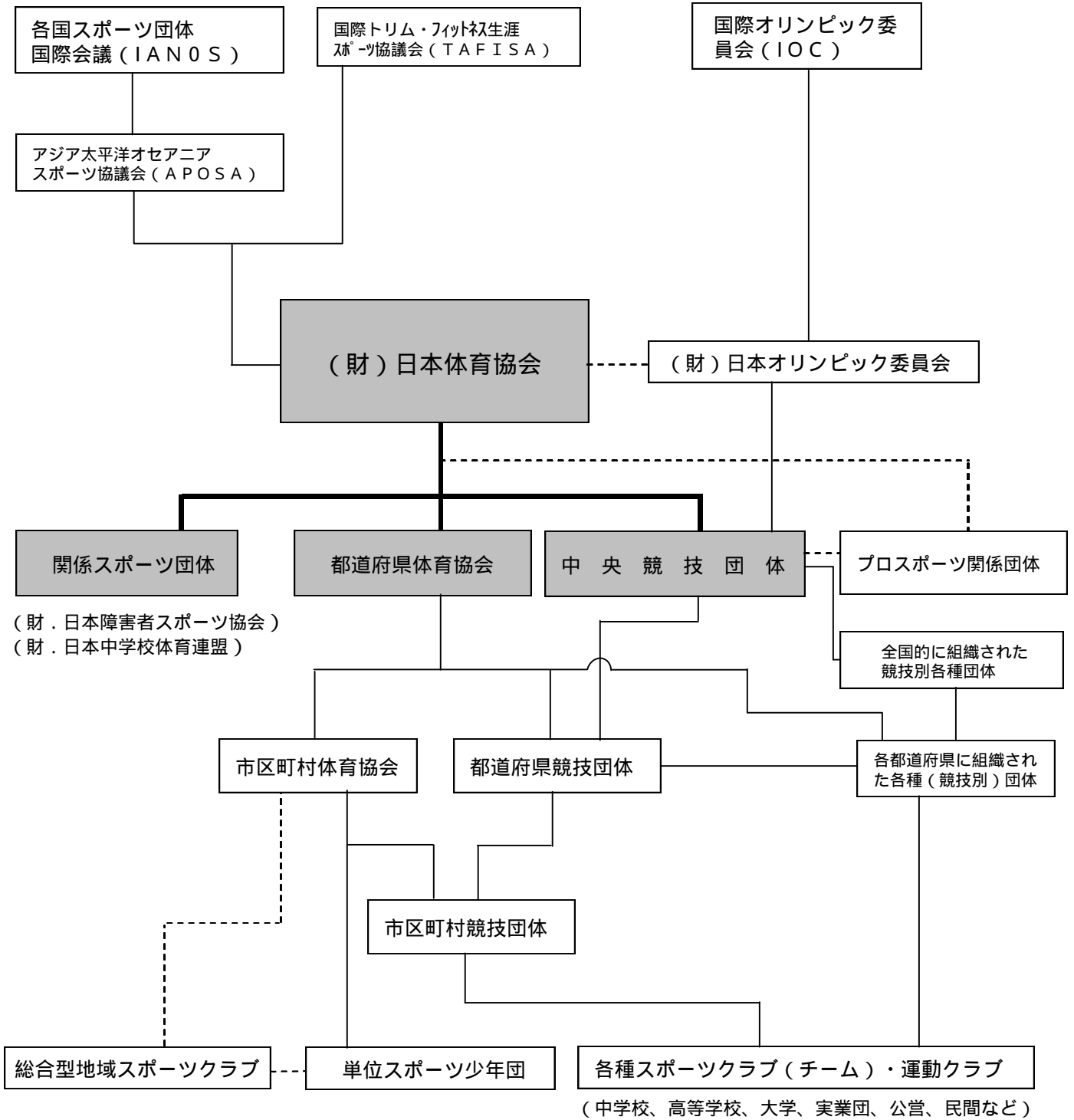
今後、本会においては、国民の一人ひとりが豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、前記の「21世紀の国民スポーツ振興方策」を着実に推進していかなければならない。そのためには、本会組織に位置づけられている各委員会を中心として学識者等の意見を徴しつつ、概ね10年程度の期間を考慮して、どのようなことを、どのような状況にまで到達させていくかなど、具体的な達成目標を設定するとともに、各事業を実行レベルに具体化した推進計画を策定していく必要がある。

この事業推進計画の策定にあたっては、安定的な財源の確保の検討をはじめ、「1. 体育協会組織の充実・強化」及び「2. 国民スポーツ振興事業の推進」に掲げている「(1) 国民体育大会の改善充実」から「(9) スポーツ施設の運営支援」までの9本の柱に示されている個々の事業について、事業内容、規模等を具体化した事業計画の立案をする必要がある。

また、立案された各事業計画に関して、本会与中央競技団体および都道府県体育協会、さらには市町村体育協会との役割に応じた実施主体を的確に区分した上で事業を推進していくことが求められる。

なお、今回取りまとめた「国民スポーツ振興方策」と今後策定される事業推進計画については、概ね5年後において、事業の実施状況や達成状況（成果）などに関して全体的な評価と見直しを行い、その上で、改めて、その後の10年間を見据えた新たな国民スポーツ振興方策とそれに基づく事業推進計画の策定を行っていく必要がある。

日本体育協会を中心としたスポーツ界の組織図



(資料 2)

公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成状況一覧

(H11.10月現在)

文部大臣認定の社会体育指導者の知識・技能審査事業に基づく指導者

資格	区分	養成事業実施団体	登録者数
地域スポーツ指導者	C級スポーツ指導員 B級スポーツ指導員 A級スポーツ指導員	(財)日本体育協会及び (財)日本陸上競技連盟 他、計33団体	65,364名
競技力向上指導者	C級コーチ B級コーチ A級コーチ	(財)日本体育協会及び (財)日本陸上競技連盟 他、計33団体	9,230名
商業スポーツ施設における指導者	C級教師 B級教師 A級教師	(財)日本体育協会及び (財)日本水泳連盟他、 計9団体	4,511名
スポーツプログラマー		(財)日本体育協会及び (財)日本体育施設協会	2,719名
少年スポーツ指導者	指導員 上級指導員	(財)日本体育協会	2,700名
フィットネストレーナー		(財)日本体育協会及び (財)日本健康スポーツ 連盟、(財)日本スポー ツクラブ協会	1,205名
アスレティックトレーナー		(財)日本体育協会	351名

計 86,080 名

本会制度に基づく独自養成指導者

資格	区分	養成事業実施団体	登録者数
スポーツドクター		(財)日本体育協会	3,727名
体力テスト員	判定員 指導員	(財)日本体育協会及び (財)北海道体育協会 他、計47団体	30,014名

計 33,741 名

本会制度及び日本スポーツ少年団指導者制度に基づく指導者

資格	区分	養成事業実施団体	登録者数
スポーツ少年団指導者	認定員 認定育成員	(財)日本体育協会日本 スポーツ少年団	90,593名

計 90,593 名

(注) 有資格指導者の中には、複数資格を有する者もあり、実人数と登録者数は異なる。

(資料 3)

スポーツ少年団登録状況(推移)

年 度	平成7年度	平成9年度	平成11年度
-----	-------	-------	--------

登録推移

団 数	34,162 団	34,298 団	34,320 団
団 員 数	1,007,857 名	922,815 名	904,182 名
指導者数	180,298 名	179,994 名	180,339 名
合 計	1,188,155 名	1,102,809 名	1,084,521 名

団活動種目別構成(団数および比率)

1. 軟式野球	6,121 (17.9%)	6,410 (18.7%)	6,626 (19.3%)
2. 複合種目	7,202 (21.1%)	5,981 (17.4%)	5,485 (16.0%)
3. サッカー	4,874 (14.3%)	5,004 (14.6%)	4,878 (14.2%)
4. 剣 道	3,525 (10.3%)	3,523 (10.3%)	3,452 (10.1%)
5. バレーボール	2,893 (8.5%)	3,068 (8.9%)	3,126 (9.1%)
6. バスケットボール	2,105 (6.2%)	2,418 (7.0%)	2,640 (7.7%)
7. 空手道	1,425 (4.2%)	1,521 (4.4%)	1,589 (4.6%)
8. ソフトボール	1,115 (3.3%)	1,187 (3.5%)	1,188 (3.5%)
9. 柔 道	1,111 (3.3%)	1,154 (3.4%)	1,165 (3.4%)
10.卓 球	636 (1.9%)	681 (2.0%)	684 (2.0%)
11.その他(37種目)	3,150 (9.2%)	3,351 (9.8%)	3,487 (10.2%)

団員男女構成(団員数および比率)

男子団員	744,680 (73.9%)	669,750 (72.6%)	655,401 (72.5%)
女子団員	263,177 (26.1%)	253,065 (27.4%)	248,781 (27.5%)

団員年齢構成(団員数および比率)

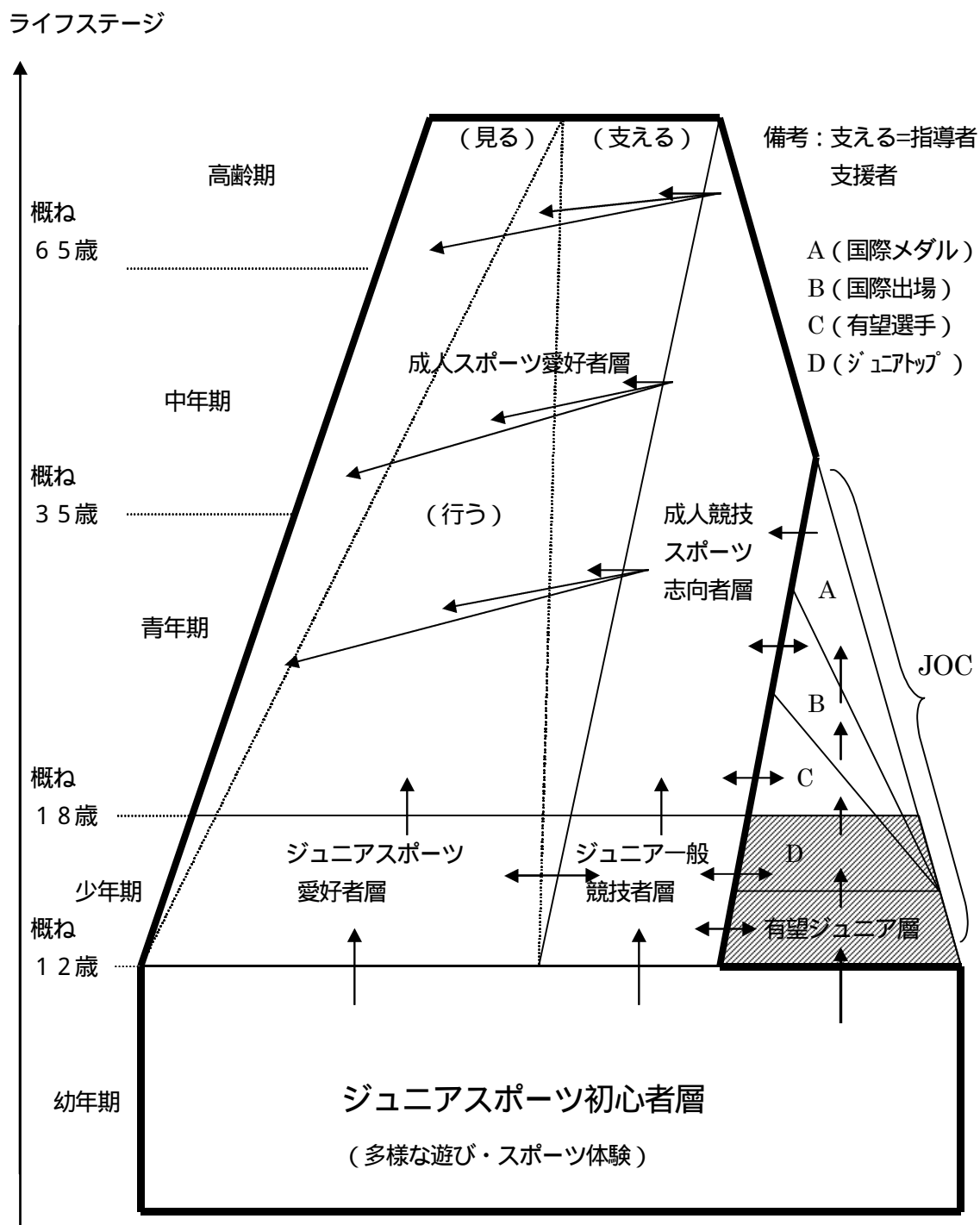
小学生	895,375 (88.8%)	813,443 (88.1%)	796,609 (88.1%)
(1~3年)	185,190 (18.4%)	175,579 (19.0%)	180,484 (20.0%)
(4~6年)	710,189 (70.5%)	637,864 (69.1%)	616,125 (68.1%)
中学生	99,796 (9.9%)	98,104 (10.6%)	96,399 (10.7%)
高校生	12,682 (1.3%)	11,363 (1.2%)	11,174 (1.2%)
合 計	1,007,857	922,910	904,182

全国の対象人口に対する団員加入率

小学生	10.7%	10.4%	10.6%
中学生	2.2%	2.2%	2.3%
高校生	0.1%	0.1%	0.1%
全 体	4.4%	4.4%	4.5%

「スポーツ振興における体育協会の役割モデル図」

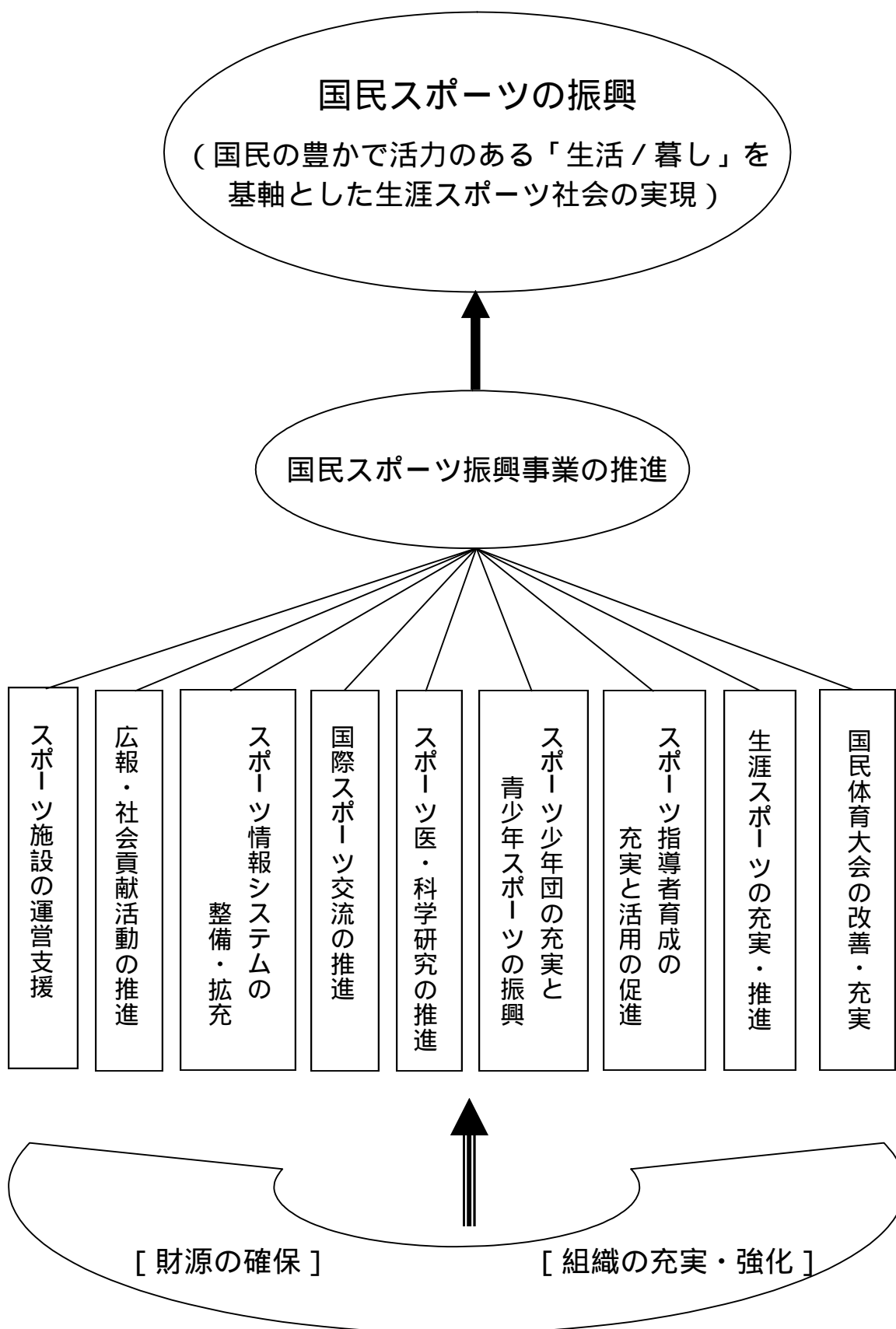
(太枠内が体育協会の範囲)



平成9年保健体育審議会答申別図2「今後の我が国のトップレベル競技者の育成モデル」を参考にして作図

内は体協とJOCとの共有部分

「21世紀の国民スポーツ振興方策図」



「 21世紀の国民スポーツ振興方策一覧」

	既存事業の拡充	新規事業の推進
1.日本体育協会組織の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会組織の拡充 競技・生涯スポーツ団体及び全国的規模の関係スポーツ団体の加盟促進 ・ 加盟団体の基盤整備の促進 スポーツ振興事業等助成事業の拡充 ・ 民間スポーツ関係団体との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会組織の拡充 地域スポーツクラブ、スポーツボランティア等の登録制度の創設 ・ 加盟団体の基盤整備の促進 加盟団体へのマネージメント能力のある専任職員の配置 ・ 市町村体育協会組織の整備
2.国民スポーツ振興事業の推進		
(1) 国民体育大会の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡素・効率化、充実・活性化に向けての検討 大会運営（開会式等）の見直しの検討 トップアスリートの参加促進のための参加基準の見直しの検討 国民への広報活動の充実 秋季大会実施競技の夏季大会移行の促進 冬季大会の実施方法・時期等についての検討 競技施設基準の見直しの検討 総合得点算出方法の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡素・効率化、充実・活性化に向けての検討 国体の性格、あり方等の再構築 新たな助成措置等の対応策の検討 実施競技の採用に関する基準策定の検討 スポーツボランティアの組織化等基盤の整備
(2)生涯スポーツの充実・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツクラブの育成支援 単一種目等のスポーツクラブの育成の拡充 既存のスポーツクラブの連合化の促進 総合型スポーツクラブの育成の拡充 ・ 地域における多彩なスポーツプログラムの提供 地域レベルの多様なスポーツイベント等の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツクラブの育成支援 クラブの組織化、運営等に関するノウハウの提供 プロ経験者等の派遣及び巡回指導 クラブマネージャー、スポーツボランティアの配置促進と謝金等の助成 スポーツクラブ登録制度の創設と全国的な組織化の推進 学校の運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進 ・ 地域における多彩なスポーツプログラムの提供 スポーツクラブサミットの開催 スポーツクラブ対抗イベント等の開催 ・ 全国的総合スポーツイベントの創設 日本スポーツマスターズの開催（競技志向の高い中・高年齢層を対象） ・ 「みるスポーツ」の振興事業の推進 見る人のマナーを含むスポーツ文化享受能力を高めるための講習会の開催及びビデオ等による啓発活動の推進 見る人の立場を踏まえた地方への魅力的なスポーツイベントの誘致及び施設の整備に関する指導助言の実施 ・ 「支えるスポーツ」の振興事業の推進 スポーツボランティアの組織化と活動の促進 ・ 新たな顕彰事業の創設
(3)スポーツ指導者育成の充実と活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな養成システムの構築 各種指導者養成事業の改善・充実 体育系大学等の免除適応制度の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな養成システムの構築 指導者養成拠点（学校）の整備充実 資格制度の国際化の促進 ・ 新たな分野の養成制度の創設 クラブマネージャー養成制度の創設 スポーツボランティアの養成・登録システムの構築 プロコーチ養成制度の促進

(資料 6)

		<ul style="list-style-type: none"> ・有資格指導者の積極的な活用 広域スポーツセンターへの有資格指導者（スポーツ指導員、コーチ、スポーツドクター等）の専任配置の促進 スポーツクラブへの有資格指導者の配置の促進 学校部活動等への有資格指導者の派遣 民間スポーツクラブへの雇用の促進
(4)スポーツ少年団の充実と青少年スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団組織の拡充 女子及び中学・高校生年代の加入促進のための組織基盤・体制の整備 ・登録制度の改革 ジュニアスポーツクラブとしての登録制度への改革 ・地域におけるジュニア競技者の育成 都道府県ジュニア強化事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団組織の拡充 女子及び中学・高校生年代の加入促進のためのキャンペーン活動の推進 未加入青少年を対象としたスポーツ教室や一日体験入団等の実施 ・日常的な活動内容の充実 レベルに応じた活動プログラムの開発 一貫した指導体制の整備 ・全国的・国際的スポーツ交流事業の推進 スポーツ少年団を核とした青少年の全国的な総合イベントの創設の検討 青少年教育関係団体との国内交流事業の創設 スポーツ少年団を核とした新たな国際交流事業の開発
(5)スポーツ医・科学研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学サポートの充実 国体選手に関する研究事業の充実 ジュニア育成に関する各種研究事業の充実 ・スポーツ指導者に関する研究事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学サポートの充実 広域スポーツセンター・スポーツクラブに対するサポート活動の推進 中・高齢者のスポーツ活動に関する研究の推進 多様な国民のスポーツ活動をサポートする諸研究の推進 ・国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進
(6)国際スポーツ交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業の充実（日韓中ジュニア交流競技会、日韓・日中スポーツ交流事業等） ・国際スポーツ組織との連携強化（TAFISA、APOSA等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業の充実 近隣諸国・オリンピック開催国との市民レベルスポーツ交流の促進 アジア諸国を中心とした諸外国に対する支援の拡充
(7)スポーツ情報システムの整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ情報システムの充実 公式ホームページの充実 加盟団体とのオンライン化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ情報システムの充実 関連機関・団体との情報ネットワークの拡充 ネットワークを活用した広報活動の展開 スポーツ医・科学情報の提供の促進
(8) 広報・社会貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の広報事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報事業の拡充 メディア、インターネットの利活用による広報活動の展開 ・社会問題へのスポーツ貢献キャンペーンの実施
(9)スポーツ施設の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の活用 本会関連スポーツセンターの総合型地域スポーツクラブの拠点施設あるいは広域スポーツセンターとしての活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営支援 広域スポーツセンター等の運営協力 公共スポーツ施設・広域スポーツセンターの経営・管理受託の促進
3.スポーツ振興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業の拡充 ・スポンサー獲得の拡大 ・寄付・補助金等獲得の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな多角的収益事業等の展開の検討 ・新たな国民スポーツ推進キャンペーン事業の構築 ・スポーツ振興くじの収益金の確保